

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ◆ 特殊関係使用人への高額な給与

**Q** : 私は、会社の役員をしています。役員に対する過大な報酬は損金不算入になるということですが、使用人である私の息子への給料の場合は、過大であっても損金算入できますか。

**A** : 役員と特殊関係がある使用人への過大給与等は、損金不算入とされます。

### 【解説】

平成10年度の税制改正では、課税の公平を確保する観点から、会社がその役員と特殊関係にある使用人に対して支給する給与のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金に算入しないという取扱いが設けられ、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

役員と特殊関係にある使用人とは、役員の親族に加え、内縁関係者、役員から生計の支援を受けているものをいいます。

また、不相当に高額な部分の給与とは、その使用人に対して支給した給与の額が、その使用人の職務の内容、その会社の収益、及び他の使用人に対する給与の支給の状況、その会社と同種同規模会社の使用人に対する給与の支給状況等に照らして相当であると認められる金額を超える部分の金額をいいます。

ご質問の場合、息子さんは特殊関係使用人に該当しますので、給料のうち不相当に高額な部分の金額は、損金不算入となります。

